広報 皆さんと村を結ぶ架け橋

しむかっぷ

9
2022
No.777

3年ぶりのふるさと祭り

TOPICS

- 第48回占冠村ふるさと祭り
- 第36回広島平和体験学習
- 来たれ！占冠消防団
- マイナポイント第2弾のお知らせ

自然体感占冠
Shimukappu/Hokkaido

占冠村120年記念

第48回 占冠村ふるさと祭り

第48回占冠村ふるさと祭りが8月6日（土）、8月7日（日）の2日間に渡って開催されました。

コロナ禍の影響により3年ぶりの開催となった本祭典は、占冠村120年を記念する特別な祭典として、感染症対策を講じながらも皆さんに楽しんでいただけるよう工夫を凝らして実施しました。

一日目は、規模縮小のため前夜祭は行わず、花火大会のみの実施となりましたが、至近距離で打ち上がる迫力満点の花火に会場は大いに盛り上がりました。

2日目の本祭では、今から20年前（2002年）に村民の皆さんからお預かりした品々が入ったタイムカプセルの開封式を行いました。多くの方が見守る中、思いを込めたメッセージや昔の写真などが取り出され、当時を懐かしむ人、何を入れたか覚えていなかった人など、さまざまな反応が見られました。

ステージショーでは、伝統芸能である占冠神楽の披露やライブ演奏が会場を盛り上げ、皆さんと一緒に歌や踊りを楽しみました。

皆さんのご協力のおかげで何事もなく無事終了することができました。また来年もこの場所でお会いしましょう！

第36回 広島平和体験学習

昭和60年3月に平和の村宣言を採択して以降、『占冠村教育を語る住民会議』が中心となり、広島・長崎の惨劇を絶対に繰り返さず核も戦争もない平和な社会を願い、村内の中学生を広島県に派遣する『広島平和体験学習事業』を毎年行っています。

今回は生徒9人・引率2人が参加しました。広島の地から学んだことや感じたことを報告していただきます。

占冠中2年　石坂　佑都

●1日目

原爆ドームの近くにある資料館の見学や実際に被爆した方にお話を聞きました。

資料館では、原爆の爆風や熱でボロボロになっている物や当時の人たちの言葉を見て、辛い思いと戦争に対する怒りを覚えました。当時の状況を絵や写真などで見て、あまりの惨さに鳥肌が立ちました。原爆は二度と使ってはいけないものだと思いました。

被爆した方は体験したことを分かりやすくお話してくれました。中心部から自宅に熱で肌が焼けた人などが水を求めて来たそうです。食べ物がないため、おかゆや小麦で団子を作り汁に入れて食べたそうです。いつもおなかが減って大変だったと思います。

●2日目

ボランティアガイドの方と被爆した場所を巡り、原爆の爆風の強さなどについてお話してくれました。

原爆の爆風は爆心地から360メートルだと1平方メートルに15トンの力がかかるそうです。その力が建物にかかり、壁やガラスが吹き飛んだそうです。爆風の熱は鉄をも溶かす3000から4000度だそうです。私が実際に見たのは鉄筋コンクリートで作られた建物なので外装は原形を保っていたのですが、後に改修したそうです。熱線を浴びた人は一瞬で骨になってしまったそうなので痛いし無念だったと思います。

この悲劇を繰り返すことのないように、今回の体験について色んな人に語っていきたいと思います。

占冠中2年　石塚　葵

●1日目

広島平和記念資料館に行って原爆の被害や当時の様子を見ることができました。被爆で亡くなった方々の遺品を見て、原爆の被害や恐ろしさを改めて知ることができました。ほとんどの物は真っ黒に焦げていました。破れたり、血痕なども付いていて、改めて原爆は本当に怖い物だと知れました。もう一つは、当時の写真です。原爆での体の傷や建物の被害などの当時の写真を見て、本当に怖いと思ったし、その後の食事も食べたくなくなるほどでした。次に実際に被爆を体験した方にお話を聞きました。インターネットや資料館で見たり聞いたりするよりも実際に体験した方のお話の方が分かりやすく、調べるよりも真実味があって本当に勉強になりました。今回体験したことを通じて、改めて戦争の恐ろしさを知れたし、今後絶対に起きてはならないということを学べました。

●2日目

被爆建物を巡り、なぜ被爆した建物を残したのかを学びました。被爆した建物を残している理由は、爆心地は被害を伝えられる人がいないため、被害を伝えられるのは建物だけだからであり、戦争を二度と起こしてはならないため建物を残しています。特に印象に残った建物は、袋町小学校です。当時は、小学校の中に児童はおらず、みんなが外にいた時に爆弾が爆発しました。小学校は鉄筋コンクリートでできていて、中での被害は少なかったそうです。それとは反対に外にいた人たちの生存率は5%だったそうです。行方不明になった我が子を探そうと階段や黒板などに安否確認のメモをたくさん残したそうです。そのお話を聞いて、一生懸命我が子を探していると思うととても悲しい気持ちになりました。被爆建物巡りを体験してみて、何のために被害のあった建物を残しているのか知れたし、原爆にも耐えた建物がこれからも色んな人の心に残っていくといいなと思いました。

占冠中2年　蠣崎　蒼空

●1日目

平和記念資料館に行き、私は負の感情に引っ張られやすいということを改めて実感しました。

平和記念資料館は少し暗く、静かな場所でした。展示物は被爆した人の遺品や原爆の影響で形が変化した物などが飾られていました。遺品の数々を見ていると心に来ました。深呼吸をしていても心臓の鼓動が収まらないほどでした。

また、被爆者の山本玲子さんのお話を聞きました。家は窓が割れ、タンスが倒れるなど散々だったそうです。数日後、全身にひどいやけどを負ったおじさんが訪ねて来ましたが、必死の看病もむなしく息を引き取ったそうです。

●2日目

ボランティアの斉藤さんと一緒に被爆した建物を巡りました。ほとんどの建物は取り壊されていましたが、近くには石碑が建てられていました。また、改修工事がされた建物もあり、資料館や商店街の一部として今も残されています。旧袋町小学校には生存者を確かめたり、伝言を残したりするために煤のついた壁にチョークを使って書かれた文字が残っていました。他にも、戦艦大和の模型や潜水艦の中を見学しました。

戦争や原爆の恐ろしさをこの2日間で知ることができました。また、広島が被爆して77年が経ちましたが、今では発展した都市として賑やかになっています。

広島を訪れて戦争をしてはいけないと思ったのはもちろん、原爆による惨劇がいかに恐ろしいものかもわかりました。今後、原爆の恐ろしさを後世に伝えられるように励んでいきたいです。

占冠中2年　小瀬　綺乃

●1日目

広島平和記念資料館に行きました。まず始めに、被爆する前の広島と被爆した後の広島を見ました。被爆後は何もかもがなくなっていて、車も電車もなくてとても悲惨な光景でした。

その後、学校で被爆した生徒たちの服などを見ました。服はみな焼けてボロボロで原子爆弾の威力がどれほど恐ろしいかを感じました。

次に被爆の体験をされた方のお話を聞きました。私が話を聞いて印象に残っていることは、黒い雨についてです。原子爆弾が落とされた後、実際に黒い雨を体験した人がいて、当時はそれが恐ろしいものとは気付かずに触れてしまったり、飼っていた動物が変色したり、死んでしまったりしたということを聞き、原子爆弾の恐ろしさを改めて感じました。

●2日目

被爆建物巡りに行きました。まず始めに、袋町小学校に行きました。被害を受けた小学校の中にはチョークで文字が書かれていました。被害を受けた後、小学校は救護所になっていました。その壁には、患者の名前や住所が書かれていて、我が子の安否確認が大変だったということが分かりました。残されている被爆建物が80軒ほどありますが、国が管理しているのは20軒ほどだそうです。私は、被爆した建物が多く残っていて貴重なので、もっと国が管理するといいと思いました。

私ができることは、戦争をすることに反対することです。今、ウクライナが戦争の被害に遭っています。このままだとウクライナにも核爆弾が落とされてしまうかもしれません。そこで、私は積極的に募金などをして、戦争が起こらないように頑張りたいです。

戦争をするだけでも残酷なのに、原爆が落とされるなんてどうしてそんなひどいことができるのだろうと思い悲しくなりました。

占冠中2年　佐々木　琉翔

●1日目

私はこの日資料館で原爆の恐ろしさと悲惨さについて学びました。写真を見るだけでしたがボロボロになった服、戦後の生活や焼け野原になった広島の写真を見ると本当に胸が苦しくなりました。

その後、実際に被爆した方の講話を聞きました。その方は当時小学校1年生で学校にいたそうです。校庭で遊んでいると空が急に光って原爆が投下されました。その後親戚の方や知り合いの方が次々とお亡くなりになったそうです。この講話を聞いて今生きていることが奇跡であり、当たり前ではないということを学びました。

戦争はどんな理由であってもやってはいけないことを改めて学び、今世界中で起きている争いがなくなってほしいと願いました。

●2日目

2日目の被爆建物巡りでは実際に原爆の被害を受けた場所と爆心地を巡り担当の方のお話を聞きました。ここでは、被爆したのになぜこんなにも早く復興したのかという理由を聞き驚きました。その理由は、普通被爆すると放射能を取り除くのに時間がかかりますが、広島は9月に台風が来て放射能が全て海に流れたからだそうです。この話を聞いて広島は本当に奇跡の町だということを学びました。

大和ミュージアムとてつのクジラ館では、呉市の歴史や海上自衛隊の成り立ちなど、普段絶対に学ぶことのできないことを学び良い経験になりました。

今後日本が戦争を始めないために、私は今回学んだことをできるだけ多くの人に伝えていきたいです。

占冠中2年　千葉　朗磨

●1日目

広島平和記念館で私が見たものは原爆の被害の様子です。体をやけどに覆われ、心と体に傷を受けた人もいたり、体が2倍に膨れ上がり、赤や紫色に変色した人を見て、心を痛めた人もいました。それを見て私は、戦争の恐ろしさを体験しました。それに骨すら残らない人もいて、それが自分の家族だったらと思うと、私だったら立ち直れないです。

次に、原爆の飛行機を見た人のお話を聞きました。戦争中で食べ物が少なく、そんな状況で原爆が落ちてとても悲惨なことになっていて、戦争はとても悲惨で、二度と起こしてはいけないものだと気付きました。

最後に、お話を聞いて命はとても大事なもので、命を落としてしまうと、もう戻ってはこれないため、自分の命をこれからも大切にしていきたいと思いました。

●2日目

被爆地巡りに行き体験したことは、広島に原爆が落ちてその被害にあった建物を被害にあったそのままの形で残し、若い人たちに戦争の悲惨さや悲しさを伝えているそうです。私は戦争で壊れた建物や亡くなった人たちを見てすごく悲しい気持ちになり、改めて戦争の悲惨さを感じれてとても貴重な経験になりました。

次に私がすごいと思ったことは、原爆ドームを人が工夫して、そのままの形を残していることです。普通なら長い年月が経つと物は脆くなりますが、戦争の悲惨さを人々に伝えるために残されたのだと感じました。

戦争は悲惨であり二度と起こしてはいけないと感じました。

占冠中2年　森田　真央

●1日目

広島平和記念資料館や被爆体験講話を受けて、一つ一つの写真や言葉が心に刺さりました。遺書や当時身につけていた衣服などが展示されていて、胸が苦しくなりました。原爆によって亡くなった人や、取り残された家族の人など、全ての人の人生を一瞬にして台無しにしたことは許されることではないし、これからもあってはならないことだと思いました。

講話では、山本さんという方からお話を聞きました。山本さんは、朝学校の校庭で遊んでいたときに被爆されたそうです。爆心地から約4キロメートル離れていたそうですが、けがをした生徒や亡くなった生徒もいたそうです。友だち、家族、自分の命は大切にしていこうと思いました。

●2日目

被爆建物を巡って、原爆ドーム以外にも爆心地となった病院や小学校、当時のままの壁を見てとても驚きました。

小学校には、子どもを探す親が書いたと思われる文などがありました。それを読み、私は子どもの行方が分からず必死で探す親の姿が想像でき、とても悲しくなりました。

当時は、原爆ドームを見るとあの時のことを思い出して辛くなるからと取り壊しを望む人がいたそうです。ですが、私は原爆ドームなどの被爆建物が残っていて良かったと思います。この建物を通して戦争をしても良いことは何もなく死者が出るだけということ、命がどれだけ尊いものなのかを知ることができるからです。改めて戦争はすごく恐ろしく愚かなものだということを感じました。

トマム学校8年　下川　冬翔

●1日目

たった一つの原子爆弾で多くの人々が亡くなったことやたくさんの建造物が壊されたことについて当時の状況をご講話いただき、服等の資料を見て戦争の悲惨な歴史を知りました。その後の講話では、実際に被爆した人のお話を聞き、食料がなく虫を食べないと生きていけない状況や、やけどだらけになった人々、ぐちゃぐちゃになった家のことなど、戦争がいかに生産性がないか、いかに苦しむ人が多いかを学びました。そして今のウクライナとロシア戦争が無駄で危険だということを前よりも強く実感しました。

●2日目

私たちは被爆した建物を巡りました。爆心地からそれぞれ距離は違うものの、どこもガラスが無くなり、中の人は即死だったといった事実は変わらなかったそうです。鉄筋だけ残った学校の階段の壁などに家族を探したり、自分の安全を伝える伝言等が多く残されており、これを見て、当時の人々の必死さが伝わりました。

これらの建物を見て、今のウクライナの人々もきっと想像できないような恐怖を感じていると思います。そして、改めて、戦争の愚かさ、醜さについて再確認することができました。

トマム学校8年　仙石　桜子

●1日目

私は今回の体験で平和のことについて学びました。

資料館で原爆の恐ろしさや原爆の放射能での後遺症がどのようなものなのかを学び、山本玲子さんのお話を聞くと、家の中は物が倒れ、全身にやけどを負ったおじさんが家に来たので手当をしましたが、おじさんは助からず、その後、雨は黒くなっていたそうで、とても悲惨な状況が目に浮かびました。少しずつ食べるものがなくなっていきイナゴを食べたそうです。

今回の資料館で見たことやお話を聞いて、今後原爆の恐ろしさを人々に伝えていきたいと思いました。

●2日目

今回は被爆建物巡りをしました。今回の体験では、広島市の中心にある被爆の痕跡や、被爆した建物などを見て回りました。被爆した建物などを見て回り、原爆がどれほど恐ろしいものなのかがよく分かました。そしてあの恐ろしい原爆が落ちた後、学校で伝言を書いた跡が残っており、みんなで協力し合って一日一日を生きていたということが分かりました。また、あの原爆の中でもすべてが壊れず残った建物があると聞き、驚きでした。

今回の体験を通して、私たちが当たり前だと思っていることが当たり前ではないのだと思いました。

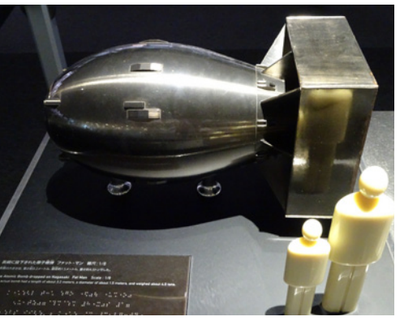

引率者（保護者）
下川　園子

原爆・・・知っているようで、全く知らないことばかりでした。

被爆体験講話でお話ししてくださった山本さんは、当時7歳だったそうです。爆心地から4.1キロほど離れた長束国民学校に通っていて、8月6日の朝7時9分に空襲警報が出て、7時31分には警報解除となったため、通常通り登校したそうです。登校後、学校の校庭に集まった際、頭上にはキラキラ輝くB29が3機飛んでいたそうです。その後、突然見たこともないような明るい光があふれたと仰っていました。爆心地ではその後10秒で一瞬にして景色が変わってしまったと、被爆建物巡りでは斉藤さんが案内してくださいました。爆心地から半径5キロメートル圏内に86の施設が、被爆施設として今も修復されながら資料館や商業施設（公共所有22か所・民間所有64か所）として残っているそうです。その中でも爆心地から460メートルの距離にあった袋町小学校のお話がとても印象的でした。

「二度とあってはならない」という思いで一生懸命丁寧に伝えてくださいました。今回学習の機会をいただくまで、恥ずかしながら戦争は遠い昔の話、これから先、同じことが起こるわけがない。と何の根拠もありませんが日本では平和な生活が当たり前に存在すると思っていました。

戦後77年が経ち、被爆者の平均年齢は84歳となったそうです。被爆した方から直接お話を伺える時間は限られてきているのだなと実感します。また、お話しされている方も減っていく現実に危機感を持っておられました。

核兵器は使われるべきではないものだと多くの方が感じていると思いますが、世界では未だ核実験が行われ、世界に1万3千発以上（2021年1月時点）の核兵器が使用できる状況だということや、現在のロシアとウクライナの戦争が続いている現実。もっと努力をし、自分自身何ができるのかを考え行動しなくてはいけないと考えるきっかけをいただきました。

今回お世話になったお二方とも「命は大切」「核の惨さや恐ろしさ」「二度とあってはならない」と伝え続けてほしいと強く願っておられました。そして伝えていくことの大切さも気付かせてくださいました。

今回の経験をいかし、平和の村宣言をする占冠村で、自分は何ができるのか、何を伝えていけるのかを考え行動に変えていきたいと思いました。

貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

引率者（教諭）
竹澤　恵里加

今年度も、広島平和記念資料館の見学、被爆体験講話の傾聴そして被爆建物巡りを通じて広島平和体験学習をしました。

今年の被爆体験講話は山本玲子さんのお話を聞きました。山本さんは小学校1年生の時に爆心地から4.1キロメートル離れた学校で授業が始まるまでの時間、校庭で遊んでいた時に被爆された方です。幸い山本さんは大きなけがをすることはなかったそうですが、4キロメートル以上も離れているにも関わらず強烈な爆風が地域を襲い、学校も自宅も爆風で窓や屋根瓦が粉々に吹き飛んだそうです。何が起きたか分からない中、自宅に戻り、防空壕の中で過ごしていたら雨が降り出し、飼っていた猫を見ると白い毛に真っ黒なシミがついていたので雨を手で受け取ってみたら本当に真っ黒な雨だったことに驚いたのを今でも覚えているとのことでした。その当時は、まさかそれが死の雨であることは知らなかったが、自宅の池を見てみると飼っていたフナが死んで水面に浮いているのを見て、ただ事ではないことだけは分かったようです。そうしているうちに、広島市街からやけどをした人たちがぞろぞろと手当や水を求めてやって来て、その中の一人、見知らぬおじさんが山本さんのご家族のところに助けを求めて来たのでなんとか助けようと家族みんなで尽力しましたが、その甲斐なく亡くなられたそうです。弔うために火葬場に行くも焼き場がいっぱいであったため致し方なくお父さんが川岸で荼毘に付したとのことです。

山本さんとそのご家族に大きな被害はなかったものの、この経験とその後元気に生存していた人が心を病んで自ら命を絶ってしまう人たちをたくさん見てきたことで、山本さんが講話の最後に強く何度も何度も私たちに伝えたのは、「命を大切にしてほしい。」との山本さんの願いを大切にして。

生きてください。友だちの命も自分の命もみんなの命も大切にしてほしい。」という言葉でした。

広島や長崎というとどうしても核兵器の使用の是非に目を向けがちになりますが、そもそも戦争を起こさなければ核に関係なく自然の摂理に逆らう生命の奪い合いは起こらないのではないでしょうか。

戦争というとどこか自分から遠い感じがして自分は起こさない、国家が勝手に起こすものと思いがちですが、国家をつくるのは国民であり、自分はその一人であることを今一度意識し、戦争を始めないために小さくても自分にできる行動をとっていきたいと思います。

「みんなの命を大切にしてほしい。」との山本さんの願いを大切にして。

非常事態に備えて対策を

三行政区合同で防災訓練実施

8月6日（土）、千歳・本通・宮下の三行政区役員10人による合同防災訓練が実施されました。

コロナ禍による参加者を限定した訓練では、各々の自宅から非常持ち出し品を携行し、徒歩で指定避難所である占冠中学校の体育館まで避難しました。避難後は、非常持ち出し品の必要性等について意見交換を行い、その後AED（自動体外式除細動器）の一般救急講習を受講し、訓練を終了しました。

平和への思いを走りつないで

第34回反核平和の火リレー

7月27日（水）、広島から受け継いだ平和の灯を掲げ、核兵器の廃絶などを訴える反核平和の火リレーが村内を駆け抜けました。

占冠地区からは7人のランナーが参加。皆さんからの声援を受けながら無事平和への思いを走りつなぐという大役を果たすことができました。

動物たちからの恩恵に感謝を込めて

獣魂・鎮魂祭で慰霊と感謝

8月17日（水）、了古院敷地内の獣魂碑前にて、占冠村酪農振興会らをはじめとする占冠村獣魂祭実行委員会主催により、獣魂･鎮魂祭が執り行われました。

家畜などの食糧となる動物や有害動物として狩猟・駆除される鹿や熊など、私たち人間が生きていくための犠牲となった動物たちの御霊に対し、慰霊と感謝の意を祈念しました。

動物たちの犠牲を当たり前のものと思わず、感謝の気持ちを忘れないことが大切です。

占冠村120年の節目を迎えて

自治功労物故者追悼式

8月9日（火）、占冠神社の境内にて自治功労物故者追悼式を執り行いました。

過去に占冠村が行ってきたさまざまな公共事業等に貢献し、地方自治の振興発展に尽力された功労者たちの御霊に対し、田中村長、児玉村議会議長から哀悼と感謝の言葉が捧げられるとともに、遺族らにより献花が行われました。また、先人たちが守ってきた豊かな自然やたくましい精神を後世に引き継ぐこと、そして、ふるさと占冠村の限りない発展を誓いました。

来たれ！占冠消防団

占冠消防団
団長　藤本　重克

消防団とは、消防組織法に基づき、各市町村に設置される非常備の消防機関です。

構成員である消防団員は、普段はそれぞれ他の本業を持ちながら、非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という精神をもって消防防災活動を行っています。

占冠消防団には、現在41人の消防団員（男性36人、女性5人）が在団しており、村内の消防防災の中核として、消防活動や災害時の避難誘導のほか、高齢者宅への戸別訪問、救急支援（ドクターヘリ警戒）、定例訓練など、地域に密着しながら幅広く活動しています。

ここ数年は定員割れ（定員50人）が続いており、入団者を随時募集しています。18歳以上の健康な方ならどなたでも大歓迎です。また、消防団の活動には女性の役割も多いことから、女性の入団希望者もお待ちしています。

消防団はやりがいがあるだけでなく、普段関わることのない地域の方との出会いや他の団員との関わりなど、仲間がどんどん増えることも魅力です。地域住民のために少しでも力になりたいとお考えの方は、いつでも占冠消防にご連絡ください。

占冠の安全・安心を守るため、皆さんのご協力をお願いいたします。

報酬等（団員の場合）

報酬年額		42,000円
出動	１回（4時間）	6,000円
訓練	１日	5,000円

主な年間行事

4・5月	・入退団辞令交付式 ・新入団員訓練 ・春の火災予防運動 ・定例訓練
6・7月	・富良野地区分会消防総合訓練大会 ・定例訓練
8・9月	・占冠村防災訓練協力 ・しむかっぷ消防フェスタ ・消防団員現地教育訓練 ・定例訓練
10・11月	・占冠消防秋季訓練 ・秋の火災予防運動 ・定例訓練
12・1月	・出初式 ・定例訓練
2・3月	・定例訓練

占冠消防では、フェイスブックにより職員や団員の訓練の様子や、表彰、救急月報、占冠消防クイズなど、さまざまな情報を発信しています。

ご興味のある方はぜひチェックしてみてください！

「占冠消防」で検索！

問　富良野広域連合富良野消防署占冠支署（消防係　水越・工藤・谷口）
☎　56 - 2119

マイナポイント第２弾！

マイナンバーカードを取得してお得なポイントをゲットしよう！

最大 20,000 円分の マイナポイントがもらえる！
申込期限：令和５年２月末

問　住民課戸籍担当　☎　56 - 2123

マイナポイント第２弾（健康保険証の利用申し込み・公金受取口座の登録）が始まっています。
マイナンバーカードを作って申し込みをすると**最大20,000円分**のポイントがもらえます。

① マイナンバーカードの新規取得者等	＋	② 健康保険証の利用申し込み	＋	③ 公金受取口座の登録
※既にマイナンバーカードをお持ちの方で第１弾の申し込みを行っていない方も対象 キャッシュレス決済でチャージかお買い物をすると		チャージやお買い物をしなくても		
最大 5,000円分	＋	7,500円分	＋	7,500円分

ご注意ください！

マイナポイントをもらうには、**令和４年９月30日（金）まで**にマイナンバーカードの申請が必要です。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎　0120 - 95 - 0178
平日　９：30～22：00
※土日祝は17：30まで。年末年始休み

マイナポイント案内サイト

自賠責保険・自賠責共済のご案内

『自賠責』切れていませんか？

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和３年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約36万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク１台ごとに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済未加入での運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

保険料の後払い（追納）をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べ、**老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります**。しかし、免除等期間の保険料は、**10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます**。また、**社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます**ので、ぜひ、保険料の追納をお勧めします。

〈追納に関する注意事項〉

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていないと追納できません。
- 老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。
- 追納は、免除等を受けた期間のうち、古い期間の保険料から納めてください。
- 免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して３年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。
- 役場窓口または年金事務所で申し込み可能です。申請書は窓口にあります。

〈令和４年度中に追納していただく際の月額の保険料〉

期　間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除			
		3/4免除	半額免除	1/4免除	備　考
H24.４月～H25.３月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
H25.４月～H26.３月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円	
H26.４月～H27.３月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円	
H27.４月～H28.３月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円	
H28.４月～H29.３月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円	
H29.４月～H30.３月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円	
H30.４月～H31.３月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円	
H31.４月～R２.３月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円	
R２.４月～R３.３月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円	追納加算額はありません
R３.４月～R４.３月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円	

問　住民課戸籍担当　☎　56 - 2123

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証が新しくなります（黄色→橙色）

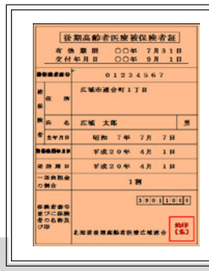

新しい保険証は『橙色』です

現在ご使用の保険証（黄色）の有効期限が令和４年９月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。

９月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**橙色の保険証**をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き１割または３割の方も、保険証が新しくなります。

○**新しい保険証の有効期限は、令和５年７月31日です。**
○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

（※　**減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）**は**有効期限が令和５年７月31日まで**のため、再交付しません。）

窓口負担割合の見直しについて

一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が変わります

令和４年10月１日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合３割）を除き、医療費の窓口負担割合が２割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

窓口負担割合が２割となる方は？

～以下の項目にすべて該当する方が対象となります～

○住民税課税世帯で、３割負担（現役並み所得者）ではない。
○同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる。
○年金収入＋その他の合計所得金額が、
　・被保険者が１人の世帯の場合　⇒　200万円以上
　・被保険者が２人以上の世帯の場合　⇒　合計320万円以上

窓口負担割合が２割となる方への配慮措置

窓口負担割合の引き上げに伴い、負担を抑える配慮措置として、令和４年10月１日からの３年間（令和７年９月診療分まで）は、１か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。

※入院の医療費は対象外

配慮措置が適用される場合、負担増加額の上限を超えた分の金額については、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

なお、２割負担となる方で高額医療費の口座が登録されていない方については、10月ごろに申請書を郵送しますので、申請書がお手元に届いたら、口座の登録をしてください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】
例：１か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合１割の時　①	5,000円
窓口負担割合２割の時　②	10,000円
負担増　③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限　④	3,000円
払い戻し　（③－④）	**2,000円**

《配慮措置》
１か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため

見直しの背景

令和４年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約４割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

ご注意ください！

厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ＡＴＭの操作をお願いすることは**絶対にありません！**

不審な電話があったときは、**警察相談専用電話（#9110）**または**消費者ホットライン（188）**にお問い合わせください。

問　北海道後期高齢者医療広域連合　011 - 290 - 5601　　住民課後期高齢者医療担当　56 - 2122

インボイス制度について

インボイス制度とは、令和５年10月１日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。

本制度においては、買い手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売り手が交付する**インボイスを保存する必要**があります。

売り手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには**登録申請手続きが必要**です。

登録申請手続き

本制度が始まる令和５年10月１日から登録を受けるには、原則、**令和５年３月31日まで**に登録申請書を提出する必要があります。

※　期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合がありますので、早期提出にご協力ください。

インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

税務署では、本制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。

詳細は、札幌国税局のホームページをご確認ください。

札幌国税局HP ＞
消費税のインボイス説明会・登録申請相談会

問　消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター
☎　0120‐205‐553（フリーダイヤル）
受付時間：午前９時から午後５時（土日祝除く）

※　個別相談の場合は富良野税務署へご相談ください。
☎　0167‐22‐2144

「HOKKAIDO LOVE! ひとめぐり号」北海道周遊列車が占冠村を通過します！

北海道を「ひとめぐり」する周遊列車「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」が今年も運行します。

北海道旅行を楽しみに全国から来られる方々をおもてなしするツアー企画であり、北海道への愛着を深めていただくためにも、列車を見かけた際には、ぜひ、お手を振ってお出迎えください。

運行スケジュール

○札幌発　道東・花咲線コース
《９月30日（金）》
札幌（12:38）～帯広（16:44）間の運行の際にJRトマム駅に停車します。

○札幌発　道東コース
《10月21日（金）》
札幌（12:38）～帯広（16:44）間の運行の際にJRトマム駅に停車します。

生活・仕事相談会を開催します

日　時　令和４年９月28日（水）
①10時00分～10時50分
②11時00分～11時50分
場　所　占冠村役場
対象者　生活・仕事についてお悩みの方
申　込　９月27日（火）の午後３時までに電話、FAX、メールで予約してください。
相談料　無料

問　自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
☎　0166‐38‐8800　FAX　0166‐33‐0021
メール　anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

運転免許更新時講習会

会場：富良野地域人材開発センター
富良野市西麻町1番1号

■優良講習（30分）
◎９月５日（月）　13時～
◎９月12日（月）　13時～
■一般講習（１時間）
◎９月５日（月）　14時～
◎９月12日（月）　14時～
■初回講習（１時間）
◎９月９日（金）　13時～
■違反講習（２時間）
◎９月22日（木）　13時～

※警察署等で更新手続きを終えていなければ、更新時講習は受講できません。

問　富良野警察署　☎　22‐0110

占冠村の放射線量の状況（８月分）

測定日　令和４年８月15日（月）

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グランド	15時26分	曇り	0.038
双民館グランド	15時07分	曇り	0.050
占冠地域交流館グランド	14時52分	曇り	0.051
占冠保育所グランド	15時19分	曇り	0.042
トマム学校グランド	14時12分	曇り	0.030
トマム保育所グランド	14時16分	曇り	0.036

※北海道の空間放射線量率モニタリング結果（上川総合振興局 0.021～0.098）と比較して平常レベルと判断されます。
「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。
『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』
http://www.iph.pref.hokkaido.jp

問　総務課総務担当　☎　56‐2121

災害時における相互協力等の協定を締結しました

村では、令和３年11月15日に北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社と、同年11月18日には一般社団法人日本ムービングハウス協会と災害時における相互協力等に関する協定を締結しました。

北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社との協定の主な内容としては、大規模災害発生時、または発生するおそれがある場合に相互で連携し、停電情報等必要な情報の共有、連絡体制の確立、災害応急活動時における施設・資機材・人材等の資源提供等について定めています。

また、一般社団法人日本ムービングハウス協会との協定では、災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の供給・建設について定めています。

今後も、不測の事態に備え、災害時における関係機関等との協力・連携体制の強化に向けて、各種協定の締結を進めていきます。

問　総務課防災担当
☎　56‐2121

北海道水資源の保全に関する条例に基づく事前届出について

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、**土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届出が必要**です。

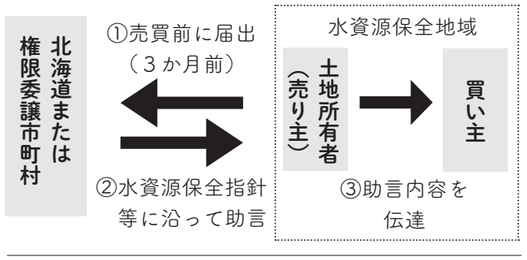

届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局、または道の事務の権限委譲市町村（稚内市、北斗市、倶知安町、上富良野町、下川町、枝幸町、厚真町、むかわ町）です。

指定地域は、下記URLからご覧になれます。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.html

事前届出をしなかった場合は、知事または権限移譲市町村長が勧告を行い、勧告の指示に従わない場合は、氏名等を公表します。

問　北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係
☎　011‐204‐5178

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	受付期限９月15日（木）

●中央地区　　９戸

○中央団地	１ＬＤＫ	**１戸**
	２ＬＤＫ	**５戸**
○千歳団地	３ＬＤＫ	**１戸**
○第２千歳団地※	４ＬＤＫ	**２戸**

※第２千歳団地は所得基準が異なります。
詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

■入居資格
次の条件を満たす方が申し込むことができます。
●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方
●月収が15万8000円以下の方
（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）
※敷金の納入が必要です。
※連帯保証人が２人必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方

■家賃　入居される世帯の収入等に応じて決定されます。
■入居可能日　概ね10月３日（月）
■入居決定　入居者選考委員会の審査によります。
■申込受付場所　建設課建築担当
トマム支所
■お問い合わせ　建設課建築担当　☎　56‐2172

生涯学習の窓

～教育・文化・スポーツの
ホットな情報をお届けします～

問 教育委員会社会教育担当
☎ 56 - 2183

古本市

資源の有効利用を目的に、中央図書室、トマム図書室の古くなった本をどれでも１冊10円で販売いたします。
「古本市」で得た収益は、村民を対象とした「ブックフェスティバル」の開催費用に充てさせていただきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

開催期間：10月１日～10月末日

場　　所：中央地区　占冠村コミュニティプラザ　廊下
トマム地区　トマムコミュニティセンター　ロビー

※今後の状況によっては、中止、延期する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

子どもが安心安全にスマートフォンを利用するために

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年の長時間利用による生活習慣の乱れ、不適正な利用による犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題等、SNSの利用に関わる事件が増加しています。
子どもが安心安全にスマートフォンを利用するために、満18歳以下のお子さまがいる方は以下のことに注意してください。

適切にインターネットを利用させる！

SNSを利用して子どもたちを言葉巧みに誘い出し、殺害するという事件も発生しています。トラブルや事件に巻き込まれないよう、インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身に付けることが必要です。

家庭のルールを作る！

適切な生活習慣を身に付けられるように、子どもと一緒に話し合って我が家のルールを作りましょう。
※利用時間は夜９時までにする等

フィルタリングを設定する！

知識が十分でない子どもが、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう、必ずフィルタリングを設定しましょう。

こんにちは 保健師です

知って防ごう！ 高齢者虐待

高齢者に対する介護需要が高まる一方で、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等の高齢者虐待が家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。
こうした虐待を防ぐために制定された法律が「高齢者虐待防止法」です。この法律は、国民が高齢者虐待の防止、養護者（身辺の世話をしている親族・知人など）に対する重要性に関する理解を深めることを努力義務として定めています。

高齢者虐待の種類

身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加える行為。例えば、殴る蹴るなどの暴力行為や、やけどや打撲させるような行為です。また、身体拘束も身体的虐待に含まれ、体をベッドに縛り付けたり、過剰に薬を飲ませたりして行動制限させることも虐待になります。

経済的虐待
金銭的な不利益を与える行為。例えば、高齢者本人の合意なしに財産を使用した場合や、お金を渡さないなどの行為、また、認知症により自身で金銭管理ができないため家族が代わりに行う場合は、年金を許可なく使い込んだり、資産の売買を行ってしまうケースなどがあります。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
高齢者を衰弱させるような行為。例えば、食事や水分を極端に与えない、不潔な状態にあるのに入浴させないなど、不衛生な住環境をそのままにしたりする行為です。

心理的虐待
高齢者に対する言葉の暴力や脅迫、侮辱、無視、子どものように扱う、必要な道具の使用制限するなどの嫌がらせにより、精神的な苦痛を与える行為です。

性的虐待
高齢者にわいせつな行為や、性的な辱めを与えるような行為も含みます。高齢者施設の場面では、入浴介助など裸の状態や要介護者と接触する場合も多く、性的虐待につながってしまうことが少なくありません。

虐待が起きる理由

虐待が起きる理由の一つは介護疲れや介護に対するストレスです。例えば、認知症の方に何度同じことを言っても理解してもらえず手を出してしまうケースや、日々の介護に対するストレスのはけ口に暴力を振るってしまうケース、在宅介護をするために仕事を辞め、経済的困窮から年金の使い込みに発展してしまうケース、また、介護者に知識がないために十分な介護を行えず、身体的、精神的状態の悪化を招いてしまったケースなども虐待とみなされることがあります。

虐待を起こさないために

高齢者虐待は介護の環境によっては誰もが起こしうる問題です。助けを求める場所がわからない、周囲が相談できる環境 にない、また介護は身内がするものといった固定観念などから、養護者が周囲になかなか助けを求められない状況が虐待を引き起こしてしまうことがあります。
これらの対処法として、

①高齢者虐待への十分な理解を得るための研修会や勉強会に日頃から参加して知識を深める
②地域包括支援センターなど介護について相談できる専門機関を把握しておく
③虐待を発見した場合には市町村へすぐ連絡して相談する

といったことが考えられますので、高齢者虐待についての知識と理解を深め、虐待を"しない・させない”ことを心掛けましょう。

問 占冠村地域包括支援センター（福祉子育て支援課）
☎ 56 - 2022

地域とともに

コミュニティ・スクール情報
～占冠中学校～

問 占冠村教育委員会 ☎ 56 - 2182

地域への感謝と連携の推進

令和４年度がスタートして２学期を迎えました。いまだコロナ禍で感染者も少なくない状況ですが、本校では滞りなく教育活動を継続することができています。

１学期に予定していた学校行事では、５月には３年生の修学旅行や体育祭、６月には中体連球技大会、７月には２年生の宿泊研修や１年生の炊事遠足などがあり、それぞれ感染症防止策を講じて実施し、無事に終了することができました。また中体連では、今年度より保護者観戦ができる形で大会が実施されました。生徒は各試合に堂々と臨むことができたと思います。

家庭科での山菜教室や美術科での陶芸教室については、地域支援ボランティア講師の方々から専門的な知識や技術を伝授していただき、対話的で深い学びにつなげることができました。また、１年生の炊事遠足では、地域のガイドにお力を借りて充実した行事にすることができ、文化的行事においては、７月15日（金）の札響コンサートに参加し、大変貴重な体験となりました。

日々のさまざまな場面で地域の方々にお力添えをいただいていることに対し、心から感謝いたします。

２学期の学校行事で一番大きなものとして、９月10日（土）に第76回目となる学校祭を予定しています。すでに生徒は１学期後半より学年創作発表に向けて、主体的に準備活動を行っています。体育祭までは地域の方をお招きできる状況ではありませんでしたが、少しずつ対応の緩和が進んでいます。本学校祭につきましては国や北海道からの要請等を踏まえながら、地域の方々の対応を検討していきたいと考えていますので、詳細が決まり次第お知らせいたします。

コロナ禍において、明るく元気に活動できることのありがたさを感じながら、地域に対して感謝の気持ちを忘れずに、学校と地域が連携し、生徒にとって充実した教育活動を推進していきたいと思います。

こちら駐在所です

問 占冠駐在所
☎ 56 - 2110

秋の交通安全運動が実施されます！

9月21日（水）～9月30日（金）の10日間

～ 知らせ合う
早めのライトと
反射材 ～

9月30日は
「交通事故死ゼロを目指す日」

運転者、歩行者ともに交通ルールを守り、交通事故死ゼロをめざしましょう！

～ 交通事故防止のポイント ～

ドライバーの皆さんへ

夕方から夜間にかけて、歩行者や自転車の見落としや発見遅れによる交通事故を防ぐために、交差点での安全確認を徹底し、対向車や前車がいない時は、ハイビームを活用しましょう。

運転する前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

歩行者の皆さんへ

道路を横断する前にしっかり左右を確認しましょう。

夜間、歩いて外出する際は、明るい色の服を着たり、持ち物に反射材をつけましょう。

火災・救急・救助 119

消防瓦版 纏（まとい） No.407

問 富良野広域連合富良野消防署占冠支署 ☎ 56 - 2119

住宅用火災警報器を更新しよう！

ご家庭の住宅用火災警報器（住警器）はそろそろ交換時期ではありませんか？

住警器の設置が義務化され15年以上が経過しています。住警器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるためとても危険です。設置から10年を目安に交換しましょう。

点検・確認方法

1．住警器のボタンを押す、またはひもを引いて音を確認する。
2．住警器の「設置年月」や「製造年月」を確認する。

なお、富良野広域連合火災予防条例では、寝室・階段（２階に寝室がある場合）が該当しているため、ご家庭の設置状況を確認してください。

住警器に関して分からないことや気になることがありましたら占冠支署指導係（56 － 2119）までご連絡ください。

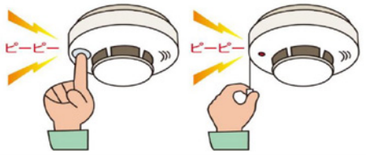

救急出場状況（７月分）

交通	4件（ 4人）
労働災害	1件（ 1人）
一般負傷	6件（ 6人）
転院搬送	1件（ 1人）
急病	15件（ 12人）
７月計	27件（ 24人）
累計	117件（104人）

※（ ）内は搬送人員

野生動物対策の状況

問 農林課林業振興室
野生鳥獣専門員
☎ 56 - 2174

エゾシカ

近年、牛の飼料用のトウモロコシ（デントコーン）をシカに食べられる被害が増えてきていましたが、今年は一部の圃場でシカ防除用の金網柵（シカ柵）が設置されました。それら圃場ではトウモロコシの被害が少なく、ほかの圃場より著しく草丈が高く成長しており、収量も期待されています。シカ柵を早くから整備している他市町村では、年を経るごとに柵が劣化し、また隙間などの弱点をシカに覚えられて効果が下がっていくようなので、どのように機能を維持しながら整備するか、今後の課題となります。

シカ柵（変形部はヒグマの仕業）

７月の駆除捕獲は59頭と、この月としては過去最高となりました。捕獲従事者の皆さまは大変お疲れさまでした。８月も堅調に推移しています。

ヒグマ

例年と同じくデントコーン圃場への侵入と食害が発生しています。新たなシカ柵で守られた畑は、実りが良いためかよく侵入されており、食害だけでなく、シカ柵の損壊という残念なオマケが付きます。捕獲の継続や、電気柵の併用を講じていきます。

圃場での調査により、さまざまなことが垣間見えています。ある大きなオスは、夜間に侵入し、夜のうちに一息に山の奥まで撤退、また箱わなにも近寄らない用心深さを示しています。一方、今年生まれの子を連れたメスは、移動に伴うハンデに応じてか、昼間も圃場内に潜み続ける選択をしていました。対する私たちとしては、労多く功少なしといえども、実地調査で相手の挙動をよく見ながら、捕獲や柵などで地道に対抗していきたいと思います。

上トマムの市街地近辺での動きは８月以降、鎮静化しつつありますが、村道青森団体線方面では、いまだ複数個体の活動が見られています。

上トマム８月13日

そのほか

ふるさと祭りでは、野生鳥獣広報テントを設け、各種展示を行いました。ご来場ありがとうございました。

トマム夏祭りの様子

トマム夏祭りが７月31日（日）と８月１日（月）の２日間に渡って開催されました。

コロナ禍のため規模縮小とはなりましたが、３年ぶりに出店が並び、久しぶりに飲食をしながらお祭りを楽しむことができました。

２日目の子どもみこしでは「わっしょい！」と元気よく町内を歩き回り、その後神社前で行われたスイカ割りで大盛り上がり。短い時間でしたが、皆さんとともにトマムの夏を満喫させていただきました。

広報からのお知らせ

各行事等では広報の取材・写真撮影をさせていただいています。

広報への掲載をご承諾いただけない場合は、その場でお申し出いただくか担当までご連絡ください。広報紙に関する情報・意見・要望もお待ちしております。

ご寄付ありがとうございました

■一般寄付として
松永　真里さん（中央）
寄付金　10万円

ハロウィンジャンボ5億円
（1等3億円・前後賞各1億円合わせて）
ハロウィンジャンボミニ5千万円
（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
各1枚 300円
9月21日(水) 2種類同時発売!
発売期間 9/21(水)～10/21(金)
公益財団法人北海道市町村振興協会

自然体感占冠
Shimukappu/Hokkaido

■人口・世帯数（７月末住民基本台帳登録数）

人口	男	女	世帯数
1,261人（11）	618人（9）	643人（2）	811（12）

《うち外国人の人数　174人》

中央	占冠	双珠別	トマム	出生	死亡	転入	転出
657人	80人	42人	482人	0人	3人	21人	7人

広報しむかっぷは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO_2削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行／占冠村　編集／企画商工課　印刷／㈱総北海
〒079-2201　北海道勇払郡占冠村字中央　☎0167-56-2124　FAX 0167-56-2184
占冠村ではホームページを開設しています。アドレスhttps://www.vill.shimukappu.lg.jp